

# 小規模事業者に重点を置いた経営改善・事業再生等支援策 ①

- **金融業界**(信用金庫・信用組合等)は、円滑化法期限到来後においても、これまで同様、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでいく旨を申合せ**小規模事業者を主たる取引先とする**各信金・信組**から、**申合せの趣旨等を個々の借り手に文書等で説明**
- 債務者が**経営改善計画を策定していない場合**であっても、債務者の実態に即して**金融機関が作成した資料がある場合には、不良債権(貸出条件緩和債権)としない**取扱いの周知徹底
  - ⇒ 金融機関に対して、当該取扱いを積極的に進めるよう指導
  - 【金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕】  
(略)債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、貸出条件緩和債権に該当しない(略)
- 独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に対して、**全国の認定支援機関**(5,481先:税理士、中小企業診断士、商工会、信金・信組等)**が計画策定を支援**
  - ⇒ 中小企業・小規模事業者(2万社を想定)の経営改善計画策定に関し、認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助【補正予算:405億円】
- **地域における経営改善・事業再生支援の担い手が連携し、**
  - 地域全体の**経営改善・事業再生ノウハウの向上**を図るための**中小企業支援ネットワーク**(※)を全都道府県に構築
    - ⇒ 経営改善・事業再生のニーズや対応策等についての情報共有、面的再生等についての検討等

※信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所、税理士、法務・会計の専門家、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成

## 小規模事業者に重点を置いた経営改善・事業再生等支援策 ②

- **個別の中小企業・小規模事業者の支援**のため、**当該個別中小企業・小規模事業者と金融機関等の関係者が集まる**枠組み(**経営サポート会議**)を活用
  - ⇒ 中小企業・小規模事業者の負荷(経営改善計画を策定していく過程での複数の金融機関との調整に要する多大なコスト・時間)を低減し、関係者が迅速に当事者の支援に向けた方向性について協議等
- 経営支援と併せた**公的金融・信用保証による資金繰り支援**を実施し、経営改善・事業再生等の取組みを推進しながら、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す
  - ⇒ 認定支援機関等による経営支援を前提とした経営支援型セーフティネット貸付を創設【事業規模:5兆円】
  - ⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進【事業規模:5兆円】
  - ⇒ 新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資本性資金を政府系金融機関が供給【事業規模:0.4兆円】
- 日常より中小企業・小規模事業者の身近で相談等に応じている**商工会、税理士**等から、個々の**中小企業・小規模事業者に対し**、円滑化法終了後の金融機関や金融当局の対応や各種の中小企業・小規模事業者支援策を**幅広く説明・助言等**
- **全国の財務局・財務事務所に「中小企業等金融円滑化相談窓口」を2月中に設置し**、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応
- 被災地域においては、**東日本大震災事業者再生支援機構**が**小規模事業者に積極的に対応**
  - ⇒ 池田・機構社長  
「可能性のある小規模事業者の方々への支援も全部やる。そのことにこそ、私ども存在意義があると考えています。いま、本当に困っているのは小規模事業者の方々なのでありますから。」(「東日本大震災事業者再生支援機構ニュースレターNo. 1」より)
  - ⇒ 12月26日時点の支援決定先及び前向き検討先256先のうち過半の148先が従業員10名以下の事業者